

「和歌山県未成年者喫煙防止条例素案」に対する御意見と県議会の考え方

意見募集期間：平成19年12月19日（水）～平成20年1月18日（金）

意見提出件数：8件（3人、3団体）

該当条文等	御意見（要約）	御意見に対する県議会の考え方
第8条	<p>未成年者の雇用に係わる事業所だけではなく、未成年者を対象とした各種スポーツクラブや学習塾、さらには保育所などにも、その範囲を広げ明記すべきではないでしょうか。</p> <p>業務やボランティアなどで未成年者を指導する立場にある大人にも、喫煙の影響に関する正しい知識を付けさせなければ、実際上の“未成年者喫煙防止”にはなりにくいと感じています。ぜひ、この点に言及した条文を検討して頂きたいと思えます。</p>	<p>条例では、特に未成年者への影響力が強い教育及び雇用の場について定めるところです。御意見につきましては、県民意識を向上させるための施策展開の中で対応できるものと考えています。</p>
第10条	<p>たばこの自動販売機に成人識別機能を付加しなければ、営業ができないようにするきびしい条例にしてほしい。</p>	<p>自動販売機を含むたばこ小売販売については、国に許可の権限があることから、条例により販売許可を取り消すことは難しいものと考えています。</p> <p>条例では、指導、勧告によってもなお自動販売機に成人識別機能を付加しない販売業者について、氏名等の公表ができる旨を定めています。</p> <p>また、国では、たばこ小売販売業の許可について、既に許可されたものを含め、成人識別自動販売機の導入を許可条件とすることが検討されています。</p> <p>なお、JT や小売商業組合にも成人識別自動販売機の導入への更なる取組について働きかけて参ります。</p>
第11条	<p>第11条にある「特別の事情」とは何を指すものですか。定義を書き込むか、文言を削除した方が分かりやすいと思えます。</p>	<p>御意見を取り入れまして、「特別の事情がある場合を除き」との文言を削除させていただきます。</p>
第12条	<p>児童福祉施設と大人のための療養施設が同一敷地内に立地している場合、後者の施設の療養者の禁煙は非常に困難であるので、柔軟に対応できるように希望します。</p>	<p>児童福祉施設以外の施設が同一敷地内である場合も、子どもの健康を守ることが優先されるべきであり、大人の喫煙により受動喫煙を受けたり、大人の喫煙姿を目にすることがないように、施設管理者において、喫煙ができる範囲を児童福祉施設部分から離れた所で最小限に区分すること等での対応が考えられます。</p>

該当条文等	御意見（要約）	御意見に対する県議会の考え方
その他	<p>喫煙して補導された未成年者は、喫煙と受動喫煙の害についての禁煙講習を義務付けるとともに、保護者も出席と受講を義務付け、受講しない場合はペナルティ（例えば 10,000 ～ 20,000 円程度の過料・罰金）を課することにする条項を盛り込むのが効果的かと考えます。</p>	<p>この条例は、県、保護者、県民等のそれぞれの役割を定め、未成年者が喫煙を防止するための社会環境づくりを県民運動として推進することでの効果を期待していますので、義務付け等強制によらず、条例の制定をとおした県民意識の向上や、条例等に基づく施策展開の中で対応できるものと考えています。</p> <p>なお、補導された未成年者に対しては、必要に応じて、学校、警察、少年補導センターが連携した禁煙指導を含む個別指導が行われています。</p>
	<p>タバコ自販機の前面・側面など貼られている派手なタバコ広告を規制し、タバコ購入者（特に未成年者向けに）にタバコ商品のリスクを正しく伝えるために、自販機の前面及び側面両面（可能な場合）の少なくとも半分に健康警告表示（特に未成年者への害）をすることを義務付ける。</p>	<p>たばこの広告規制につきましては、未成年者の喫煙防止の観点から重要であると考えますが、国が「製造たばこに係る広告を行う際の指針」を示していることから、これによるものと考え、この条例に盛り込んでいません。</p> <p>なお、JT や小売商業組合には、条例施行の段階で、広告の自主規制について要望していきたいと考えています。</p>
	<p>子ども・幼児を受動喫煙から守るために、少なくとも公共的な場所（JR等の喫煙車、駅や百貨店などの喫煙所、レストランの喫煙エリアなど）では、子ども達が受動喫煙を受けないよう、利用制限の表示やチケットの販売制限をその施設管理者に義務づけるような条項を本条例に入れて頂きたい。</p>	<p>エリア規制については、すでに健康増進法第25条において学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設の管理者に規定があり、本条例では、保護者、県民等の責務として、場所を限定せず、未成年者を受動喫煙から保護することを求めています。両者が相まって効果が発揮できるものと考えています。</p>
	<p>罰則規定や具体化されたイメージがわきにくい、実効性はあるのか、という意見もありましたが、公立学校敷地内禁煙に引き続いて、一步一步すすめているという多数の支持がありました。</p>	<p>この条例は、幅広く県民の理解を得るため、罰則をもって未成年者の喫煙を防止することではなく、県、保護者、県民等のそれぞれの役割を定め、未成年者の喫煙を防止するための社会環境づくりを県民運動として推進することでの効果を期待しています。</p>